

相談支援専門員の要件となる実務経験について

別紙1

実務経験の要件：以下の1号、2号、3号、4号のいずれかの「実務経験の要件」を満たすものであること

号	業務の範囲	業務内容	実務経験の要件（※3）
1号	※1 相談支援業務	<p>平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 精神障害者地域生活支援センター</p> <p>次のハからチまでに掲げる事業に従事する者が相談支援業務に従事した期間</p> <p>ハ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ニ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場</p> <p>ホ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、身体（知的）障害者更生施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所、その他これらに準ずる施設等</p> <p>ヘ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関</p> <p>（1）社会福祉主任用資格者</p> <p>（2）介護職員初任者研修（旧訪問介護員2級以上）に相当する研修の修了者</p> <p>（3）第4号に掲げる国家資格を有している者</p> <p>（4）上記イからホに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者</p> <p>ト 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>チ 特別支援教育における進路相談・教育相談の業務</p>	1号と2号を通算した期間が3年以上
2号	※2 直接支援業務 (有資格者)	<p>次のいずれかに該当する者が、右記に掲げる業務に従事する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主任用資格者 ・介護職員初任者研修（旧訪問介護員2級）以上に相当する研修の修了者 ・児童指導主任用資格者 ・保育士 ・精神障害者社会復帰指導主任用資格者 <p>次のイからハまでに掲げる事業に従事する者が直接支援業務に従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、身体（知的）障害者更生施設、授産施設、身体障害者療護施設、障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、その他これらに準ずる施設等</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業等</p> <p>ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設等</p>	1号と2号を通算した期間が5年以上

号	業務の範囲	業務内容	実務経験の要件（※3）
3号	※2 直接支援業務 (資格なし)	次のイからハまでに掲げる事業に従事する者が直接支援業務に従事した期間 イ 障害者支援施設、障害児入所施設、身体（知的）障害者更生施設、授産施設、身体障害者療護施設、障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、その他これらに準ずる施設等 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業等 ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設等	3号を通算した期間が10年以上
4号	国家資格者	・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師	1号、2号、3号を通算した期間が3年以上かつ左記の資格に基づきその資格にかかる業務に従事した期間が5年以上

※1 相談支援業務とは、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務である。

※2 直接支援業務とは、身体上もしくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、他の職業訓練や職業教育等の業務である。

※3 注意 実務経験年数及び日数換算について

○年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算してその年数以上であり、かつ当該業務に従事した日数が以下の日数以上であること。

●3年以上（540日以上）、●5年以上（900日以上）、●10年以上（1800日以上）

★公的な補助金又は市町村等の委託によらない民間団体の相談支援の実績について以下の要件をいずれも満たす場合は実務経験として認めることができる。

○指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から相談支援業務を継続的に実施している。

○民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする事業所の長が「当該者が相談業務に従事する者で5年間勤務した経験を有する」旨を証明し、かつ「5年間の相談業務を行なっていることが客観的にわかる資料」があること（*）。

*業務内容や勤務状況の記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。